

# 四国生乳販連ニュース

四国四県の生産者と連合会をつなぐコミュニケーション紙

## 第2号

発行日／平成15年2月20日

発行所／四国生乳販売農業協同組合連合会

〒760-0023 香川県高松市寿町1丁目3番6号

TEL 087-825-0289 FAX 087-825-1254

編集・発行人／菊川 時彦



### はじめに

十四年度乳価交渉は、BSEの発生、平成十六年十一月から施行予定のふん尿処理法案への対応等に加え、乳業側からの値上げ論、雪印乳業の飲用牛乳部門の不採算による統合会社の設立等から全国的に大幅値上げを要求し、交渉を行つてきました。

十月になって、明治乳業から有額回答があり、その後、交渉を重ね、二十四年ぶりの乳価の引き上げ内容で決着しました。

以下、乳価交渉の概要を報告します。

### 一、経過

十四年度の乳価交渉は、国の加工原料乳補給金単価等が決定される十三年十月頃から開始する予定であった。しかし、十三年九月にBSEが発生したことにより、国の補給金単価決定が遅れることになり、その時期が決まらないままの開始となつた。

中央においては、「再生産可能な取引乳価値上げの実現を目指す」と店の納入価格の是正が厳しい「フレ

## 平成十四年度乳価交渉について

いうことで、ふん尿処理問題や生産費の値上げ等から五円/kg以上の大幅値上げを要求することを確認した。

四国生乳販連（以下、販連）としては、三月四日開催の生乳受託販売委員会・理事会において、BSEや糞尿処理問題等から飲用向け乳価の大幅値上げ要求水準「十四年度乳価値上げ要請額五円/kg以上」を決定した。

国の加工原料乳補給金単価は、三月二十八日に十三年度より七十銭アップの一円/kgで決定されたことによつて、本格的交渉に入った。

### 二、交渉経過

平成十三年十一月 全乳業者に飲用乳価の値上げを文書で要請。

・三月五日 全乳業者に五円/kg以上を文書で要請。

・七月二十日 八月十九日、十月八日、十七日、十一月五日、十二月二日、二十四日 七乳業者と七回交渉。

乳業者が値上げの原資とする量販店の納入価格の是正が厳しい「フレ

経済化で足並みが揃わず、交渉は想像以上に膠着化しました。

九月末から十月初旬にかけて市乳トップメーカーの明治乳業が全農並びに各広域指定団体に対して回答し始めた対応となり、関東、九州、東北、中国が八十銭、東海が七十銭、全国連（広域生乳）及び北陸、近畿、兵庫、四国が五十銭の低い水準の回答となつた。

販連においては、十月八日明治乳業から「関西の決着乳価を参考に交渉したい、対象期間は十月～三月」との回答であり、具体的な額は示されなかつたが、関西並とは五十銭以下はないということで確認した。

このようなことから、当初、販連で機関決定した要求額とは大きくかけ離れた回答額であり、また生産者の経営は厳しい状況であること等から、十月十七日開催の生乳受託販売委員会及び理事会においても、販売委員及び理事から厳しい意見が多く出された。

その後、明治乳業以外の乳業者からも五十銭を基本乳価として十月から支払うという回答を得ました。また、森永乳業から七月～九月の乳量に対し一円/kgを基本乳価で支払うという回答を得ました。

乳価交渉にあたっては、透明性・責任体制等の観点から販連の生乳受託販売委員会及び理事会で機関決定された内容に基づき、要求獲得を目指して役員及び生乳受託販売委員が率先し先頭に立ち、精力的に交渉に挑んできました。

このため、全乳業メーカーから具体的な回答が示されたが、要求額と提示額には大きな較差があることから、その後も継続的に交渉を行つてきましたが進展が無く満足を得るまでの回答になりませんでした。

しかしながら、全国的に決着に向けた最終局面に入つてること等の情勢から、一月十六日の生乳受託販売委員会、理事会において十分議論を行つた結果、それぞれの立場に立つた意見が多く出されたものの、十四年度乳価交渉を早期に終息した方が好ましいとの結論に達しました。このようなことから、四国地域の広域指定団体として、事実上、販連で初めて実施した乳価交渉となり、それぞれ各県会員団体毎に事業方式、乳価体系の異なる現状の中であつて、役員・委員・関係職員が一丸となり団結して交渉が出来たことで決着を図りました。



### 三、今後の課題

① 一部の大手乳業メーカーは、地域によつては五十銭から八十銭の格差をつけた回答が示された。このため、販連については全国水準より三十銭少ない五十銭の回答であり、実質的に乳量の少ない地域に対して理解の出来にくく対応をされたことから、今後の乳価交渉に大きい問題を投げかけられた。

② 当初、各県会員団体と同時併行交渉を進めることで取り組んできたが、指定団体の広域化に伴い、各県を受け交渉は長期化した。

③ 今年度の団体交渉で一定の成果を収めることができたが、更にふさわしい乳価交渉の体制・方法等を模索し、新たに構築していく必要がある。

④ 早期決着を目指したが、BSE 患畜の発生に伴い、国の補給金関連の決定時期が五ヶ月遅れ、その影響を受け交渉は長期化した。

⑤ 四国内においても、各県団体・各乳業別に価格条件等が異なる一方、

⑥ 納入価格の是正が出来ない中での有額回答回答のため、一部中小・農業者に経営問題が浮上している。

⑦ 用途別単一価格方式によるか、新たな取組みが求められる。

⑧ 用途別取引においても各県の取り組み方が基本的に相違があることから、今後、販連が行う「同一用途価格の統一化の是正」と国の省例による乳価の統一化を目指す指定団体としては、「同一乳業同一価格」と「乳業者間の価格の平準化」をどのように進めるか、新たな取組みが求められる。

### 乳価交渉の決着内容

① 飲用向け乳価の値上げ額は五十銭/kgとするが、森永乳業については十四年七から九月の期間、乳量に対して一円/kgとする。なお、四国生乳販連は五円以上の値上げ

ズ向け価格については、北海道の決定に従い「据え置き」とする。

② 基本乳価とする。

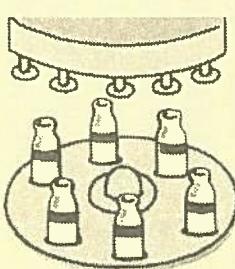
③ 実施時期は、十月一日からとする。但し、今後、値下げ時については、遡及しない。

④ 対象用途は、飲用向け生乳とする。(学乳を含む。)

⑤ 加工原料乳・生クリーム・チーズ

⑥ 国の学乳制度の見直しにより、

⑦ 乳業メーカー各社の責任において、積極的に市場の環境整備に取り組み実現を図ること。



# 平成十五年度飲用向け乳価について

(社)中央酪農会議は一月六日、東京の神田ピュローで生乳取引等委員会を開き、平成十五年度飲用向け乳価値上げについて情報交換した結果、要求は「将来に向けて十分生産意欲を喚起できる乳価水準が望ましい」とする意見が大勢を占めた。

また、「各指定団体は十四年度の要求水準を踏まえるべき」との意見も強かった。このため、指定団体の要求は十四年度同様、幅(±当たり五円以上など)と絶対値(一〇〇円など)の二つに分かれそうである。

さうに、「生・処による市場正常化が急務」との意見もあった。

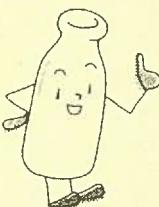
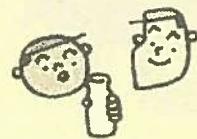
四国生乳販連は一月末に取引乳業者に「安定的な供給体制を維持するために、再生産可能な乳価の確保は生産基盤を確立する上で最低条件である」と平成十五年度乳価の値上げ要請を文書で行っている。具体的な値上げ額は一月二十四日の理事会で協議し、三月三十一日の生乳受託販売委員会に諮り、理事会で決定する予定である。

## 新副会長に 市橋理事を選任

### 牛乳価格調査を実施

二月二十四日開催の理事会において、新副会長に市橋潔理事(徳島県酪連代表理事長)を選任した。これは、森川副会長(香川県農協代表理事専務)の役職辞任に伴うものである。

四国生乳販連では一月より月二回、牛乳の小売価格の調査を開始した。これは、牛乳の小売価格の推移を調査し、その実態を検討協議し、安い乳業者には是正を求めるために実施します。概ね、一年程度、調査をします。



計画生産は、酪農乳業情報センターが出した生乳需給見通しを元にまとめた。脱脂粉乳の在庫圧力があるものの、生乳需要は都府県を中心に逼迫傾向が見込まれる。来年十一月の家畜排せつ物法の本格施行を控え、「生産意欲をそぐべきでない」との判断も加わり、ほぼ前年水準の供給目標を設定した。

供給目標を達成するため、脱粉在庫を輸入調製品と置き換える対策や、乳製品を飼料向けなどに転用する対策を設ける。十四年度末

## 平成十五年度計画生産について

### 平成十五年度計画生産について

四国生乳販連の取り組みは、四国内での会員団体間の調整を基本に行います。中酪から配分された第一次設定数量を十四年度基礎目標数量、実績数量、十五年度希望数量を考慮して会員団体に配分します。

供給目標数量は第一次設定数量から超過・未達の削減数量を差し引いて会員団体に配分します。

(社)中央酪農会議は一月六日の理事会で平成十五年度の生乳供給目標を七百六十八万トンとする計画生産を決めた。十四年度の実績見込みに対し、九九・九%となる。

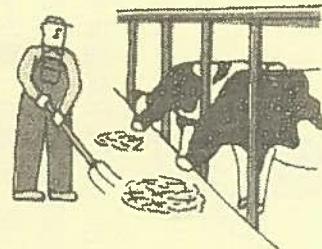
脱脂粉乳の在庫が膨らんでいるが、生乳需給全体は堅調が見込まれるため、計画制しないとしている。供給目標の達成対策として、新たに脱脂粉乳を輸入調整品と置き換え国産在庫を減らす対策に取り組む方針である。

指定団体の配分枠は、計画数量の八割を十四年度計画生産の実績に基づいて割り振り、残りの二割を十五年度出荷希望数量の団体別シエアを考慮し配分する。新規就農枠は前年と同じ一万トン。とも補償事業も前年度と同じ内容。三月十四日までに指定団体から希望数量を積み上げ、五月に各指定団体に第一次設定数量を配分をする。

すでに在庫対策を実施した生乳量は十五年度目標数量に加算する。現行の生乳需給調整等安定対策資金の一部を原資に、需給調整対策基金を創設し、輸入調製品との価格差の一部を補う。供給目標超過には、一kg四十円の金銭ペナルティも復活させる。

## 平成14年度会員別生乳受託販売実績 (単位: kg, %)

会員名	第1四半期(4~6月)		第2四半期(7~9月)	
	平成14年度	前年比	平成14年度	前年比
徳島県酪連	14,235,340.0	94.6	12,686,503.0	95.8
香川県農協	11,748,106.4	97.1	10,611,465.0	99.3
愛媛県酪連	13,515,764.0	98.0	12,111,006.0	101.0
全農高知県本部	6,783,163.0	98.9	6,055,715.0	102.7
合計	46,282,373.4	96.9	41,464,689.0	99.1



(単位: kg, %)

会員名	第3四半期(10~12月)		4~1月累計		戸数
	平成14年度	前年比	平成14年度	前年比	
徳島県酪連	12,493,175.0	96.1	43,799,702.0	95.4	282戸
香川県農協	10,715,413.0	98.0	36,769,538.4	97.9	223戸
愛媛県酪連	12,342,432.0	100.7	42,433,652.0	99.8	270戸
全農高知県本部	6,688,949.0	106.7	21,879,094.0	102.8	117戸
合計	42,239,969.0	99.5	144,881,986.4	98.4	892戸

販売乳量は第3四半期で前年対比99.5%、4月～1月で前年対比98.4%とわずかに減少している。酪農家戸数は1月末現在892戸(前年対比94.8%)で、前年より49戸減少している。

## 平成14年度用途別販売実績

(単位: kg, %)

用途	第1・2四半期(4~9月)		第3四半期(10~12月)	
	平成14年度	前年比	平成14年度	前年比
飲用牛乳向け	76,346,903.4	97.9	36,917,307.0	102.1
(うち学校向け)	6,438,321.0	97.1	4,145,324.0	96.8
醸酵乳等向け	5,165,307.0	82.8	2,494,366.0	104.3
特定乳製品向け	3,765,035.0	78.0	1,561,149.0	58.5
(うち委託加工向け)	0.0	—	76,740.0	115.1
生クリーム向け	2,339,911.0	517.8	1,166,558.0	99.4
チーズ向け	53,762.0	119.4	73,067.0	166.7
その他向け	76,144.0	129.6	27,522.0	121.3
総受託乳量	87,747,062.4	97.9	42,239,969.0	99.5
加工比率	4.3		3.7	

飲用牛乳向けは第1・2四半期97.9%、第3四半期99.5%と前年を割っている。

加工比率は第1・2四半期4.3%、第3四半期3.7%となっている。

